

自転車に乗せるときは

ヘルメット!



自転車に乗る前にかぶせ、降りた後に外しましょう。

親子が同乗した自転車の事故が後を絶ちません。ルールを守り安全に利用しましょう。

ヘルメットの着用は保護者の義務です

【京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例 第12条第1項】

京都府の条例で「自転車の幼児用装置に幼児を乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない」と決められています。



■母の自転車転倒、1歳児死亡!

母親が次男(1歳)を抱っこひもで前に抱え、前の座席に長男(2歳)を乗せて自転車を運転中、手首にぶら下げた傘が前輪などにひっかり転倒。長男はヘルメットを着用していたが、次男はヘルメットをつけておらず、頭を地面に打ち付けて亡くなりました。(H30年7月神奈川県)

● 自転車の二人乗りは禁止ですが、例外として幼児を乗せるときは!

【京都府道路交通規則(昭和35年京都府公安委員会規則第13号)第9条】

● 幼児1人を乗せたいときは...



16歳以上の方が、小学校就学の始期に達するまでの幼児1人を幼児用座席に座らせるか、6歳未満の幼児1人を背負い、ひも等で確実に縛ってれば乗せることができます。

● 幼児を2人乗せたいときは...

「幼児2人同乗基準適合車」マークのついた自転車は幼児2人を乗せることができます。

幼児2人同乗用自転車のマーク



● 走行するときには...!

交通ルールを守りましょう

自転車は車の仲間です。車道の左端を通行し、一時停止や安全確認など交通ルールをしっかり守りましょう。

慎重に運転しましょう

子どもを乗せての運転は予想以上に負荷がかかります。路面の凹凸や段差、周囲の自動車や歩行者の動きにも注意しましょう。

また、電動アシスト自転車乗車する場合は、思わぬ急発進による転倒や衝突事故に十分注意しましょう。



● 停車中こそ要注意!

平らな場所にとめましょう

とめた後は、スタンドロックをかけ、ハンドル固定機能を使いましょう。



安全な乗せ降ろしの順番知っていますか?

乗せるときは、荷物が先、子どもが後。降ろすときは、子どもが先、荷物が後です。

子どもを乗せたら離れないようにしましょう

子どもを乗せたら、ハンドルから絶対に手や目を離さないようにしましょう。

